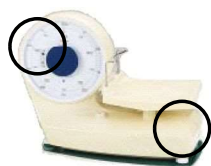


○印の付近に打刻・印刷により検定証印等が付されています。

## 機械式はかり



※分銅付



指示はかり(針が重さを示すもの)



※分銅付  
天びん

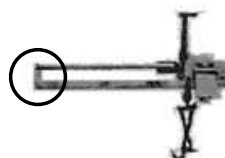


※おもり付  
台手動はかり



※分銅付

等比皿はかり



懸垂手動はかり



※おもり付

不等比皿はかり



※おもり付  
棒はかり



懸垂指示はかり



分銅



定量増おもり



定量おもり

## 電気式はかり 1



電気式はかり(デジタルで重さを表示)

はかりの種類と検定証印等の付してある場所

1 電気式はかりは正面ではなく、側面、裏面または底面に検定証印が付されていることが多いため、検定証印を見つける際は注意が必要です。

検定証印等が付されたはかりが市場に出荷され、取引・証明に使用される場合、定期検査の受検対象となります。2年に1度、定期検査に合格すると、はかりに合格シールが貼られ、引き続き取引・証明にはかりを使用できます。不合格の場合、製造時に付された検定証印等が抹消され、取引・証明に使用できなくなります。取引・証明にはかりを使用し続ける場合は、はかりを入れ替えるか、修理検定を受ける必要があります。